

成田市立平成小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

2 基本理念

(1) いじめの禁止

(2) 方針

3 学校及び教職員の責務

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称 生徒指導推進委員会 イ 役割 ウ 組織の構成
エ 活動内容 オ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）カ その他

(2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取り組み イ いじめ防止等の啓発活動 ウ その他

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談 イ 相談体制と相談窓口 ウ 教職員の資質向上
エ インターネットを通して行われるいじめ対策 オ その他

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制 (2) 事実確認と報告 (3) いじめ被害者及び保護者への対応
(4) いじめ加害者及び保護者への対応 (5) 傍観者への指導 (6) その他

6 いじめの相談・通報について

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集 イ 事実関係を明確にするための調査と報告
ウ 保護者等への情報提供

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携 イ 再発防止 ウ その他

8 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

(2) 学校評価等

(3) 基本方針の見直し

(4) その他

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 「児童」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(注2) 「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

(注3) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人間関係にある者を指す。

(注4) 「心理的又は物理的攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるもの意味する。

(注5) 「けんか等」を除く。ただし、外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。

- ※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめである」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、被害児童の心情を重視して取り組むこと。
- ※ いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。
- ※ いじめは、児童同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。
- ※ いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた児童の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかし], [からかい], [悪口], [脅し], [仲間はずれ], [集団による無視, パソコンや携帯電話等での誹謗中傷], [金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊], [軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く], [嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり,させられたりする] 等

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

そこで、以下の基本的な考え方方に立ち、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとします。

(1) いじめの禁止

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにしなければなりません。

(2) 方針

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に重大な影響を及ぼすことを理解します。

また、「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、粘り強く守り抜く」という姿勢で、いじめ問題の克服に努めます。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかにこれに対処します。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称 生徒指導推進委員会

イ 役割

- ① 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核と位置づけます。
- ② 学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口となります。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行います。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。
- ⑤ 「重大事態の調査」「関係機関との連携」の母体組織となります。

ウ 組織の構成

・生徒指導主任　・各学年1名の生徒指導推進委員　・養護教諭
ただし、重大事案発生時は、校長・教頭・学年主任も参加します。

エ 活動内容

① 道徳教育及び体験活動の充実を図ります

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を道徳教育推進教師が要となって意図的、計画的に推進します。（命を大切にするキャンペーン、豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラム、人権週間等の活用）
- ・ 各教科等の年間指導計画を毎年見直すなどして体験活動の充実を図ります。

② いじめの防止等の啓発活動を行います

- ・ 児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」の周知・徹底を図るとともに、積極的に公表します。

③ 保護者や地域に開かれた学校づくりに努めます

- ・ いじめ防止の取り組みや学校生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進めます。

④ 相談体制の整備をします

- ・ 児童及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。相談体制を整備するに当たっては、いじめを受けた児童の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮します。
- ・ 校内の職員からの情報共有を密にし、報告連絡相談体制を整えます。

⑤ 実践的な校内研修を実施します

- ・ いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施します。
- ・ 授業や講演会、教員の研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなど、法務省の人権機関との連携を図ります。

⑥ 規範意識の醸成に努めます

- ・ 学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図ります。その際、児童自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育みます。
- ・ 他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行います。（命を大切にするキャンペーン・人権週間の活用）

オ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）

年間約10回開催を予定

カ その他

- ・ 毎週末の学年会議でいじめや問題行動についての議題に盛り込み、報告します。
- ・ 学年会議で報告されたいじめや、問題行動は校内サーバー又は、「梅の花ファイル」に記録します。全職員がいつでも閲覧でき、卒業まで成長記録として残すことができます。

（2）いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取り組み

① 道徳教育・体験活動の充実に努めます

- ・ 道徳科の充実を図るとともに、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友情」「生命尊重」の心情を育てる手立てを講じます。
- ・ 発達段階に応じた適切な資料を選定し、児童の心に響く道徳科となるよう工夫・改善を図ります。

- ・ 指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるように指導にあたります。
- ・ 千葉県版「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を6年間通して授業で実践し、正しい人間関係づくりを身につけます。

② 教職員の人権意識の向上と多角的な児童理解に努めます

- ・ 日々の教育活動の中で児童に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努めます。
- ・ 児童と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な児童理解に努めます。

③ 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開に努めます

- ・ 日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進します。また、過度の競争意識、勝利至上主義によって児童生徒のストレスを高めいじめを誘発させることのないように努めます。

④ コミュニケーション能力を育成します

- ・ ボランティア活動、異年齢集団での活動等（なかよし班活動・縦割り班清掃）、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行います。

イ いじめ防止等の啓発活動

- ・ 児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、学校ホームページ、学校だより、集会、授業参観、保護者会等を活用して啓発活動を継続的に行います。

(3) いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

- ・ 児童・保護者等への「いじめアンケート調査（児童用、保護者用）」（学期に1回）（※資料1-1, 1-2）や教育相談（学期に1回）を実施するなど、実態把握に努めます。

イ 相談体制と相談窓口

- ・ 相談窓口やハートポスト（心の相談箱）等を設け、小さなものでも（インターネットを通して行われるいじめを含め）当該児童や周囲からの訴えを親身になって聴き取ります。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、

迅速に対応します。

- ・ SC, 教育相談員と積極的な連携を図り, 児童の小さな悩みも相談できる体制を整えます。
- ・ 校外における相談窓口（※資料2）も含め, 学校だより等に定期的に掲載し, 保護者や児童への周知を図ります。

ウ 教職員の資質向上

- ・ 教職員に対し, いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行います。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

- ・ 学習指導要領の内容を踏まえ, 各教科等の指導の中で, 小学校低学年から発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施します。指導にあたっては, 外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し, 教員の指導力の向上を図ります。
- ・ 携帯電話・スマートフォンやインターネット等の利用に関する危険性に関して, 5年生・6年生で情報モラル教育を必要に応じて行います。

オ その他

- ・ いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を事前に保護者に示し, 速やかに学校に相談する旨を, 保護者会, 学校便り等で示します。
- ・ いじめがあった場合の子どもの変化を速やかに察知するために昼休み等授業時間外の児童生徒の人間関係を観察することに努めます。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと, 場合によっては解決を遅らせ, 事態を悪化させることもあります。いじめの情報をキャッチした時点で, 緊急事態の意識を持ち, 些細なことでも速やかに学年間で協議した後, 管理職に報告します。

(2) 事実確認と報告

当事者だけでなく, 保護者や友人関係, 担任以外の職員等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握するよう努めます。また, 必要に応じて, 速やかに教育委員会に報告します。また, 警察への通報等, 関係機関への連絡も迅速に行うようにします。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

①親身な対応と支援に努めます

- ・ 信頼関係のある教職員（担任等）が対応することを基本とします。
- ・ つらさや悔しさを十分に受け止めるとともに、具体的な支援内容を示していきます。

②学習支援に努めます

- ・ 教室に入れない場合は、別室登校や別室授業等を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導等を行います。
- ・ いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室（ふれあいのーむ21）等での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を保証するよう努めます。

③心のケアに努めます

- ・ 心理的ケアを十分に行っていきます。（教育相談員、成田市教育センターの臨床心理士等の活用）

④保護者との信頼関係の構築を図ります

- ・ 保護者にいじめについて収集した情報を伝えます。
- ・ 学校としての解決に向けた方針と対応策を説明します。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

①いじめの態様に応じた指導・支援をします

- ・ いじめの事実関係、背景、動機等をしっかりと確認します。
- ・ 不満や不安等の訴えを十分に聞き、事実はしっかりと認めさせます。
- ・ いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるよう指導します。
- ・ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的、精神的）を掛けることを防止するようにします。（指導中、事後の観察）

②心のケアに努めます

- ・ いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努めます。

③保護者に事実関係ができるだけ伝わるよう努めます

④学校の指導方針を示し、具体的な助言をします

(5) 傍観者への指導

①当事者意識の高揚を図ります

- ・ 学級や学年等集団全体の問題として対応していきます。
- ・ いじめを周りではやしたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、い

- じめ行為への荷担と同じであることに気付かせます。
- いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としてのあたり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気を持たせます。
- ②共感的人間関係づくりに努めます
- 異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導します。

6 いじめの相談・通報について

(1) 学校におけるいじめの相談・通報窓口について

いじめ体罰セクハラのみならず、学校生活においての相談については

教頭、相談担当教諭、養護教諭、教育相談員

が対応します。

また、スクールカウンセラーも来校していますので、相談の要望については、担任にご連絡ください。

(2) 学校以外のいじめの相談・窓口について

学校以外のいじめにおける相談窓口は成田市教育委員会として、必要ならば、警察に通報も可能であることを周知します。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

重大事態とは、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる状況、また、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた状況のことです。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。例えば、

- ア 児童の自殺企図や未遂、実行の場合
- イ 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としています。ただし、日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

重大事態が生じた疑いがあると認められるときは、速やかに、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするため「生徒指導推進委員会」の調査を行います。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

速やかに、組織を設け、質問票調査や聞き取り調査により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。また、速やかに教育委員会に報告します。

ウ 保護者等への情報提供

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。これらの情報提供に当たっては、ほかの児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮したうえで適切に提供します。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

- ・必要に応じて、児童相談所や警察等と連携を図りながら問題解決にあたります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたります。

イ 再発防止

- ・いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていきます。
- ・解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告します。

8 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

学校は、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われ、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正な評価を行います。なお、学校のいじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が決して隠蔽されてはなりません。

(1) 公表

- ・ 全校児童の保護者に配付します。
- ・ 地域との連携を図るためにも、ホームページにも掲載します。

(2) 学校評価等

毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組みを学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取り組みについてのチェックリスト（学校用）」等（※資料3）を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図ります。

(3) 基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針の策定後も法の施行状況等を勘案して、成田市基本方針との整合性や見直し、検討を図り、必要に応じて改訂していきます。

平成26年2月28日 策定

平成27年4月26日 改訂

平成28年4月14日 確認

平成29年6月30日 改訂

平成31年4月10日 改訂

令和2年4月10日 改訂

令和3年4月12日 改訂

令和4年4月13日 改訂

令和5年4月 3日 改訂

問1 あなたは、友達にいじめられたことはありますか。

- ①はい ②いいえ

(1) それはどのようないじめでしたか。（以下「はい」と答えた人に聞きます）

- ①悪口 ②冷やかし ③無視 ④仲間はずれ ⑤いたずら書き ⑥物をこわされた
⑦物やお金をとられた ⑧たたく、ける、おすなど ⑨その他

(2) だれにいじめられましたか。

- ①クラスの人 ②同学年の人 ③上級生 ④部活の人 ⑤その他

(3) それはいつごろですか。

- ①今年になって（__月ごろ） ②昨年 ③昨年より前

(4) どんな時にいじめられましたか。

- ①登下校中 ②授業中 ③休み時間・昼休み ④給食・清掃中 ⑤放課後
⑥部活中 ⑦下校後 ⑧その他

(5) そのいじめは、解決しましたか。

- ①はい ②いいえ

問2 あなたは、学校のともだちがいじめられているのを見たことがありますか。

- ①はい ②いいえ

(1) それはどのようないじめでしたか。（以下「はい」と答えた人に聞きます）

- ①悪口 ②冷やかし ③無視 ④仲間はずれ ⑤いたずら書き ⑥物をこわされた
⑦物やお金をとられた ⑧たたく、ける、おすなど ⑨その他

(2) だれにいじめられていましたか。

- ①クラスの人 ②同学年の人 ③上級生 ④部活の人 ⑤その他

(3) それはいつごろですか。

- ①今年になって（__月ごろ） ②昨年 ③昨年より前

(4) どんな時にいじめられていましたか。

- ①登下校中 ②授業中 ③休み時間・昼休み ④給食・清掃中 ⑤放課後
⑥部活中 ⑦下校後 ⑧その他

(5) 今もいじめられていますか。

- ①はい ②いいえ

問3 あなたは、友達をいじめたことがありますか。

- ①はい ②いいえ

**問4 その他に先生に相談したいことがあれば書いてください。また、自分の名前を
書いてもいいと思う人は書いてください。**

あなたの名前（ ）

資料1-2

いじめアンケート調査（保護者用）

___年 ___組（男・女）名前_____

※よかつたらお名前をお書きください。

問1 お子さんは、現在、安心・安全な学校生活を送っていると思いますか。

- ① はい ②いいえ

問2 お子さんは、学校で友達からいじめを受けていませんか。

- ① 受けている ② 受けていない

「受けている」と答えた人だけに聞きます。どんないじめを受けていますか。

- ① 冷やかされたり、からかわれたりされている。
② ものを隠されたりしている。
③ 仲間はずれや無視をされている。
④ 理由もなくたたかれたり、押されたり、けられたりしている。
⑤ 当番や係の仕事などを一人だけ押しつけられたりしている。
⑥ 傷つくメールが送られたり、プロフで誹謗・中傷されたりしている。
⑦ その他

問3 お子さんは、学校で他の子をいじめていませんか。

- ① いじめている ② いじめていない

問4 お子さんから、学校でいじめを見たり、聞いたりしたという話を聞いたことはありますか。

- ① ある ② ない

「ある」と答えた人にお伺いします。具体的にはどのような内容ですか。

問5 その他、学校生活で心配なことがあつたらお書きください。

いじめ相談窓口



●成田市教育支援センター
(ふれあいるーむ21)

0476-20-1414

9:00～17:00 (月～金)

●成田市教育委員会教育指導課

0476-20-1582

9:00～17:00 (月～金)

●子どもの人権 110番

0120-007-110

8:30～17:15 (月～金)

●中央児童相談所 (電話相談)

043-253-4101

8:30～20:00 (毎日)

●千葉いのちの電話

043-227-3900

24時間 (毎日)

●チャイルドライン千葉

0120-99-7777

16:00～21:00 (月～土)

●ヤングテレホン

(千葉県警察少年センター)

0120-783-497

9:00～17:00 (月～金)

●北総地区少年センター

0476-23-1891

8:30～17:00 (月～金)

●千葉県子どもと親のサポートセンター

0120-415-446

電話相談窓口 24時間対応

●24時間子どもSOSダイヤル
(全国共通ダイヤル)

0570-0-78310

24時間 (毎日)

資料3 いじめ問題への取り組みについてのチェックリスト（学校用）

- 学校の実情に応じた、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、全職員や保護者、地域にも周知しているか。
- 複数の教職員、スクールカウンセラー、教育相談員、その他の関係者によるいじめの防止等の対策のための組織を設置しているか。また、組織は適切に機能しているか。
- いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力して、いじめの未然防止と早期解決に当たっているか。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。
- いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない行為であるという認識を持って指導に当たっているか。
- 道徳や学級活動・児童会や生徒会活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導並びに助言が行われているか。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払っているか。
- いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、場合によっては出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うことにしているか。
- いじめられる児童に対しては、心のケアや区域外就学など、弾力的措置を講じ、いじめから子どもを守りとおすための対応を行うことにしているか。
- いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。
- 日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係づくりに努めているか。
- 児童が発する危険信号を見逃さないために、児童の生活態度の変化等、きめ細かく把握するよう努めているか。
- いじめの情報がもたらされたときには、問題を軽視することなく、迅速に情報収集を行い、正確な事実確認の上、事実を隠蔽することなく適切に解決を図っているか。
- 学校として、いじめ解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて児童相談所や警察等の関係機関との連携を図っているか。
- 児童のストレスや悩みを積極的に受けとめることができるような教育相談体制が整備されているか。

- 教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることのできる体制になっているか。
- 児童の個人情報について適切に管理され取り扱われているか。
- 学校だより等を通じて、学校のいじめ対応方針や指導計画等を公表するとともにいじめ問題の重要性を認識し合い、緊密な連携体制を築いているか。
- いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭との連携を密にして解決に当たっているか。
- 学校とPTA、地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を推進しているか。

【千葉県教育委員会資料 参考】